

下記広報文例の電子
版はここにあります
→ → → →



～神奈川県最低賃金の改正のお知らせ～

○令和5年10月1日から、神奈川県最低賃金は

時間額 1,112円 (41円引き上げ)

となります。

○ 神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の
雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

○ 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

下記の「業務改善助成金」をご利用ください！！

「業務改善助成金」は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

- ・事業内最低賃金の引き上げ額や人数により最大600万円
- ・申請期限は令和6年1月31日
- ・期限前でも予算がなくなり次第終了となります。
- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。